

**小山町 PFI 事業における
民間提案制度導入指針**

**令和 6 年 6 月
小山町**

I 民間提案の手続き

1. 民間提案に関する基本方針

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（以下、「PFI法」という。）に基づく民間提案制度は、PFI法第6条により民間側から公共施設の管理者等（国や地方自治体）に対して事業実施の提案ができることが明確に位置付けられているとともに、管理者等は民間側からの提案に対する回答義務があります。

本町が今後進めていく民間活用においては、民間ならではの発想によるアイデア、ノウハウ等をあらゆる施策分野において最大限に活用し、地域課題の解決や豊かな町民生活を実現することをめざしており、事業実施への民間のノウハウ・創意工夫の活用はもとより、民間の積極的な発意による事業創出を期待するものです。

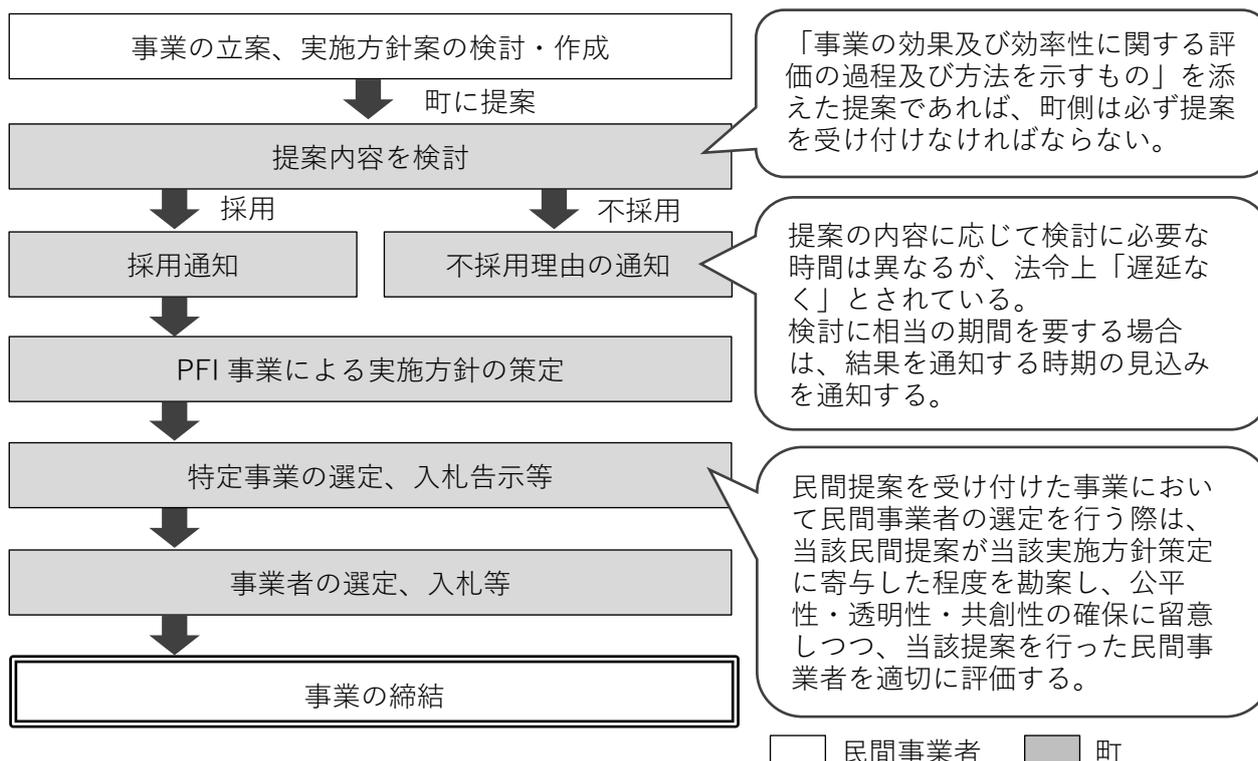
【PFI法第6条 実施方針の策定の提案】

（実施方針の策定の提案）

第六条 特定事業を実施しようとする民間事業者は、公共施設等の管理者等に対し、当該特定事業に係る実施方針を定めることを提案することができる。この場合においては、当該特定事業の案、当該特定事業の効果及び効率性に関する評価の結果を示す書類その他内閣府令で定める書類を添えなければならない。

2 前項の規定による提案を受けた公共施設等の管理者等は、当該提案について検討を加え、遅滞なく、その結果を当該民間事業者へ通知しなければならない。

図 PFI法に基づく民間提案制度の一般的な流れ



2. 民間提案の進め方

(1) 民間提案制度の対象

民間提案は、PFI 法第 2 条第 1 項に定める公共施設等を対象に、以下のとおりの効果をねらい、民間独自のアイデア・創意工夫を活かしつつ、本町が抱える課題の解決に資する提案を受付けるものとしします。

民間提案でねらう効果

質の高い行政サービスの提供、社会的課題・地域課題の解決、歳出の削減、歳入の増加、事務の改善・効率化、豊かな町民生活の実現 等

また、幅広く民間からの提案を求めていく趣旨から、事業担当課において民間から提案してもらいたいテーマを設定し、それらを公表しながら民間の発意を求める提案募集方式（テーマ型）を採用します。

(2) 提案受理の要件

提案受理にあたっては、以下の要件を全て満たすことを条件とします。

表 民間提案の受理の要件

項目	内容
要件① (対象要件)	質の高い行政サービスの提供、社会的課題・地域課題の解決、歳出の削減、歳入の増加、事務の改善・効率化、豊かな町民生活の実現、将来に向けての価値創造等、本町が抱える課題の解決に資する提案であること
要件② (財政要件)	本町に新たな財政負担が生じないこと（ただし、提案内容が本町に財政的効果をもたらす場合（一時的な財政支出以上の歳出の削減、歳入の増加）等において、本町の財政支出を伴う提案を排除するものではない）
要件③ (公益要件)	提案者及び提案内容が、公平性・公益性等の観点から妥当であること

(3) 提案事項及び提案採用の評価基準

提案事項の項目及び提案採用の評価基準については、以下を基本としつつ、提案対象の事業に応じた必要な項目・基準を設定します。

表 提案事項及び提案採用の評価基準

提案事項の項目	提案の評価基準
<ul style="list-style-type: none"> ・ 提案の内容 ・ 提案の理由（提案の目的や背景） ・ 提案の効果（町民・行政に対する） ・ 提案におけるアイデア・ノウハウ ・ 事業スケジュール ・ 町と民間のリスク分担の考え方 ・ 事業収支（本町への財政的影響） ・ 知的財産、営業秘密等に関する情報 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提案内容の公共サービスとしての実施の必要性 ・ 本町政策の方向性との整合や町民の利益 <ul style="list-style-type: none"> - 本町と民間の役割分担が適切か - 町民ニーズや地域課題に資するサービスか - サービスの向上につながるか - コスト削減につながるか - 地域の活性化につながるか ・ 実現可能性 ・ 公平性、公益性からみた本町の連携パートナーとしての適格性

提案においては、提案を求める背景や課題等を明確化した上で、行政が求める重点ポイントを示すなど、提案を促す工夫を講じることに留意します。

（４）受付窓口

テーマ型の民間提案については、テーマを担当する事業担当課が受付窓口となります。また、各提案の総合調整については、企画政策課が一元的な対応を行うものとします。

（５）民間提案のプロセス

本町の民間提案は以下のプロセスにより受け付け、提案の採用の可否を判断します。

【情報提供】

- ・ 事業担当課は、プラットフォームやサウンディング等を活用しながら、民間からの提案が積極的に促されるための取組を講じます。

【事前相談】

- ・ 民間提案に係る事前相談について、相談に対する具体的な回答は事業担当課が作成するほか、事業担当課が窓口となります。
- ・ 本町において検討が進んでいる事業への提案がなされる場合等については、事前相談において既に策定・公表済の構想や計画、可能な範囲での本町の検討状況等を情報提供し、それらを踏まえた提案を求めるものとします。

【提案受理】

- ・ テーマ型の民間提案は、提案受理の要件及びテーマ毎の要件に基づき、事業担当課において受理の判断を行います。
- ・ 明らかに受理要件に当てはまらない提案については、提案自体を受理しないものとしますが、要件の適合について検証が必要な提案については、受理を行った上で、提案内容の具体的な審査段階で判断します。

【提案検討】

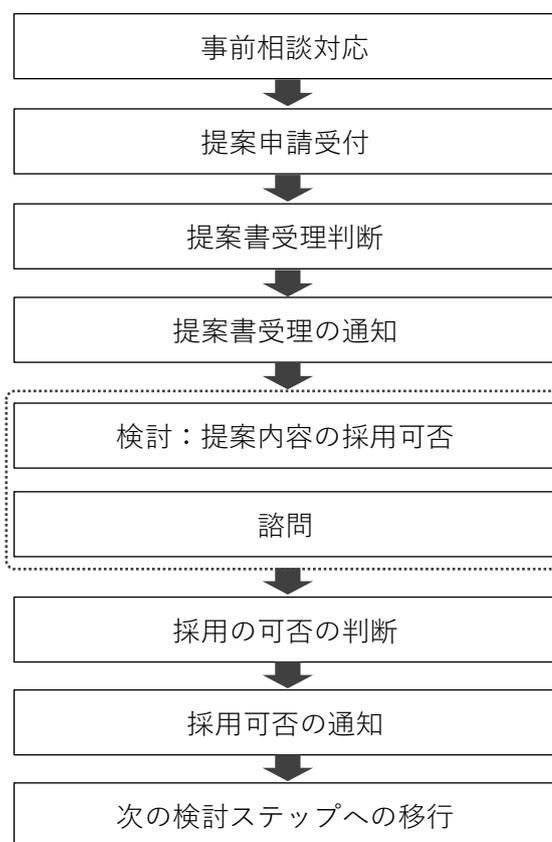
- ・ 提案内容の採否については、「提案の審査基準」を踏まえ、企画政策課との協議調整の上で、事業担当課が判断します。
- ・ 検討にあたり専門的な知見等を必要とする場合は、企画政策課の判断により庁議に諮り、提案採用の可否判断を行います。
- ・ 提案の検討に当たっては、以下の事項について留意します。

- ・ 知的財産の保護
- ・ 提案の内容・意図等をより詳細に把握するための追加資料の提出の要請
(ただし、提案者の過度の負担とならないように配慮します)
- ・ 速やかな検討

【提案採用（不採用）決定後】

- ・ 提案内容の検討結果については、提案受理から概ね6か月以内に行い、その結果を提案者あてに通知します。

図 民間提案のプロセス



●提案書受理 形式的要件

- ・提案については、法律上定められた書類の提出が要件となっていることから、提出書類について形式的な審査を行った上で、提案の受理を判断します。
- ・なお、民間提案の内容は、詳細にすると民間事業者の大きな事務負担を伴うことから、各事業の検討状況や、民間事業者に期待する提案内容、民間事業者の事務負担軽減の観点等を踏まえ、必要に応じて提案内容の様式等の簡易化を検討します。

【民間提案に伴う提出が必要な書類】

- ・当該特定事業の案（PFI 法第 6 条第 1 項）
- ・当該特定事業の効果及び効率性に関する評価の結果を示す書類（PFI 法第 6 条第 1 項）
- ・特定事業の効果及び効率性に関する評価の過程及び方法を示す書類（PFI 法施行規則第 1 条）
- ・その他、本町が指定する必要な項目に関する資料

【民間提案の簡易化の視点】

- ・ 公共施設の種類や機能、規模等が決定している、又は想定している場合、想定する事業手法がある場合は、前提条件として示すことを検討します。
- ・ 新規に設置する施設は、既存施設等の参考となる収支情報が存在しないなど、特定事業の効果及び効率性（VFM）に関する定量的評価が困難な場合には、提案を求める事項から「特定事業の効果及び効率性に関する評価の過程及び方法を示す書類」を除く、又は概算の見積書の提出に留めるなどを検討します。
- ・ 民間提案の内容は、詳細な全ての項目を義務付けず、民間事業者の観点から提案したい項目のみを選択した民間提案を受け付けることを検討します。

●提案の審査体制

- ・ 提案内容の審査・検討においては、原則として、関係する事業担当課を含めた庁内検討体制を構築するとともに、客観的な評価を行うため、庁議に提案の審査等を諮問します。

●提案の審査基準

- ・ 提案の審査基準については、図表のとおり、5の大項目と6の小項目、15の評価基準により審査することを基本とします。まず、大項目1で事業実施の前提となる妥当性を確認し、大項目2によりその実現可能性を確認します。大項目3～5において、PFI事業として実施することの妥当性を確認します。

表 PFI 法第 6 条に基づく民間提案の審査基準例

大項目	小項目／評価基準	
1. 当該提案に係る公共施設等の整備等の必要性	(a)ねらい、整備コンセプト、機能整理	①本町が取り組む事業の趣旨に適しているか
		②整備等の効果により長期的な町民サービスの向上が見込めるか
		③必要となる機能の整理が妥当か
		④付加機能の整理やその効果が期待できるものか
2. 提案の実現可能性	(b)想定する事業条件	⑤提案者が踏まえる条件、期待する条件は何か
	(c)施設計画概要	⑥施設・設備計画の妥当性評価・確認
	(d)資金計画概要	⑦現実的な調達条件を見込んでいるか
		⑧事業継続性や実現性が確保されているか
	(e)事業スキームの特徴	⑨事業スキームの特徴は何か、実現可能か
		⑩民間とのリスク分担の妥当性
(f)実施スケジュール	⑪事業スケジュールの妥当性確認	
	⑫町の事業予定時期との整合性確認	
3.PFI 手法を活用することの妥当性	⑬PFI 手法を活用することにより、VFM が認められるか	
4.財政に及ぼす影響	⑭既存計画による事業を実施した場合と比べて、合理的な財政負担であるか	
5.他の手法による当該公共施設等の整備の可能性	⑮他の PPP スキームと比べて事業手法に合理性があるか	

●提案の検討結果

・庁議の審査結果等を踏まえながら、提案に対する検討結果を公表するとともに、提案者に対し、通知を行います。本町における PFI 法第 6 条の検討結果については、原則として次のとおりとします。

PFI 法第 6 条に基づく民間提案の検討結果の取り扱い

【PFI 手法を活用することの妥当性が認められた場合】

提案のさらなる検証に向けて、取組を推進します。その際は、判断の根拠や理由の概要を通知、公表する。必要に応じて、提案者と協力しながら実施方針策定に向けた検証を進めます。

【PFI 手法を活用することの妥当性が認められない場合】

提案のさらなる検証を行わない（不採用とします）。その際は、判断の根拠や理由の概要を通知、公表します。

(7) 提案採用後の事業者選定時における取り扱い

採用提案の内容の独自性・先進性等を勘案し、公平性・透明性・競争性の確保に留意しつつ、採用提案の内容が、サービス提供に対する本町の対価支払いを必要としない場合の他、地方自治法施行令第167条の2第1項に該当する場合であって、提案に妥当性があり提案者の知的財産を活用する必要がある場合などについては、採用提案の提案者と本町が協働して提案内容を実施するものとします。

また、提案を踏まえ、別途事業者選定を行う場合（地方自治法施行令第167条の2第1項に該当しない場合、WTO政府調達協定の対象事業となる場合等）においては、採用提案の提案者による事業提案に対し加点評価を行うことができるものとし、加点評価の割合の考え方については、本町の指定管理者の選定（又は公募プロポーザル）における実績評価の加点割合を参酌して、加点評価の割合の上限値を10%とした上で、本町が公募を実施する際に策定する仕様に、提案内容がどれだけ反映されたか、いわゆる公募条件設定への貢献度に応じて、加点割合を決定するものとします。